株式会社メモリード・ライフ
〈登録番号　関東財務局長（少額短期保険）第 18 号〉
〒101-0064　東京都千代田区神田猿楽町 2-8-16 平田ビル 6 階
代表電話番号：03-3233-0211

2026 年 9 月 30 日
株式会社メモリード・ライフ

災害救助法が適用された地域のご契約者さまへ

このたびの災害により被災された皆さまに心からお見舞い申し上げます。

弊社では、このたびの災害救助法を適用された地域で災害により被害を受けられた皆さまのご契約につきまして、お申し出により下記の特別措置を実施いたしますので、お知らせいたします。

一日も早い復旧と皆さまのご健康を心からお祈り申し上げます。

記

1. 保険料払込猶予期間の延長について

このたびの被害により、保険料のお払込みが一時的に困難なお客さまへは、お申し出いただくことにより、保険料のお払込みを猶予する期間を最大６ヶ月間まで延長いたします。

2. 保険金の簡易・迅速なお支払いについて

保険金等ご請求の際にお申し出いただくことで、必要書類の一部を省略すること等により、簡易・迅速なお取扱いをいたします。

3. 保険証券等を紛失した場合の措置について

保険証券、届出印鑑等を紛失したお客さまについては、お申し出の保険契約内容の確認ができれば、保険金等の請求案内を行うなど可能な限りの便宜措置を講じます。

□災害救助法の適用地域

法適用日	災害救助法適用市町村	備考
2026年9月20日	【千葉県】 銚子市（ちょうしし） 木更津市（きさらづし） 野田市（のだし） 成田市（なりたし） 旭市（あさひし） 勝浦市（かつうらし） 流山市（ながれやまし） 鴨川市（かもがわし） 君津市（きみつし） 富津市（ふっつし） 袖ケ浦市（そでがうらし） 南房総市（みなみぼうそうし）	令和 8 年台風第 25 号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じている。（災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号適用）

株式会社メモリード・ライフ
〈登録番号　関東財務局長（少額短期保険）第 18 号〉
〒101-0064　東京都千代田区神田猿楽町 2-8-16 平田ビル 6 階
代表電話番号：03-3233-0211

法適用日	災害救助法適用市町村	備考
	匝瑳市（そうさし） 香取市（かとりし） いすみ市（いすみし） 栄町（さかえまち） 神崎町（こうざきまち） 横芝光町（よこしばひかりまち） 睦沢町（むつざわまち） 長生村（ちょうせいむら） 長南町（ちょうなんまち） 大多喜町（おおたきまち） 御宿町（おんじゅくまち） 鋸南町（きょなんまち） 【東京都】 大島町（おおしままち） 【神奈川県】 三浦市（みうらし） 横須賀市（よこすかし）	
2026年8月13日	【千葉県】 千葉市（ちばし） 市川市（いちかわし） 船橋市（ふなばしし） 館山市（たてやまし） 松戸市（まつどし） 茂原市（もばらし） 佐倉市（さくらし） 東金市（とうがねし） 習志野市（ならしのし） 柏市（かしわし） 市原市（いちはらし） 八千代市（やちよし） 我孫子市（あびこし） 鎌ケ谷市（かまがやし） 四街道市（よつかいどうし） 八街市（やちまたし）	令和 8 年 8 月 13 日からの大雨に伴う災害において、災害救助法の適用を決定した千葉県の市町については、令和 8 年台風第 25 号に伴う災害により多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としていることから、令和 8 年台風第 25 号に伴う災害においても災害救助法が適用されているもの。 （災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号適用）

株式会社メモリード・ライフ
〈登録番号　関東財務局長（少額短期保険）第 18 号〉
〒101-0064　東京都千代田区神田猿楽町 2-8-16 平田ビル 6 階
代表電話番号：03-3233-0211

法適用日	災害救助法適用市町村	備考
	印西市（いんざいし） 白井市（しろいし） 大網白里市（おおあみしらさとし） 白子町（しらこまち） 長柄町（ながらまち） 富里市（とみさとし） 山武市（さんむし） 酒々井町（しすいまち） 九十九里町（くじゅうくりまち）	

以上